

議案第10号

朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり定める。

令和7年2月26日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市報酬等審議会の答申に基づき、議会の議員の議員報酬の額を改めるため、所
要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年朝来市条例第62号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（議員報酬） 第2条 議員の議員報酬の額は、月額<u>342,000円</u>とする。 2 議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長（以下「役員」という。）の議員報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）議長 月額<u>453,000円</u> （2）副議長 月額<u>373,000円</u> （3）常任委員会委員長 月額<u>352,000円</u> （4）議会運営委員会委員長 月額<u>352,000円</u> 3～5 （略）	（議員報酬） 第2条 議員の議員報酬の額は、月額<u>324,000円</u>とする。 2 議長、副議長、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長（以下「役員」という。）の議員報酬の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （1）議長 月額<u>441,000円</u> （2）副議長 月額<u>363,000円</u> （3）常任委員会委員長 月額<u>334,000円</u> （4）議会運営委員会委員長 月額<u>334,000円</u> 3～5 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。